

湘南工科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1961（昭和36）年に設立された「学校法人相模工業学園」を母体とし、1963（昭和38）年に神奈川県藤沢市に工学部のみ単科大学として相模工業大学を開学し、その後、学科の改組を経て、1990（平成2）年に湘南工科大学へと名称変更している。教育理念に沿って「社会に貢献する技術者の育成」をミッションとして掲げ、教育研究活動を展開し、現在は、工学部と工学研究科を設置している。

2008（平成20）年度に本協会を受けた大学評価以降、内部質保証に積極的に取り組み、学長のリーダーシップのもと、全教職員が一体となりPDCAサイクルを回しながら大学改革を推進している。とりわけ全授業へのアクティブ・ラーニング導入の推進、カリキュラムツリーとシラバスの全面改訂等の教学改革に取り組んできた。少人数教育体制であるコミュニケーションサークル（CC）制度については、今回の大学評価においても、学生支援の基盤として、担当教員によるきめ細かな学生支援の取り組みを確認することができ、大いに評価できる。

一方で、学生受け入れや大学院の教育課程に課題を残している。継続的な教学ガバナンスの構築が迅速に進められ、貴大学の改革へ向けた方向性が明確化するなかでさらなる発展を遂げることを期待する。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

建学時から掲げられた「教育基本法に基づき、工学に関する学術の教授および研究を行うとともに、実践的、創造的な能力を備えた人間性豊かな技術者を育成することを目的とし、併せて我が国、産業界及び地域社会の発展に寄与することを使命とする」を教育理念および目的としている。教育理念および目的に則った人材養成および教育研究上の目的は、学科ごとにも定めている人材の養成および教育研究上の目的とともに学則に規定され、『大学案内』『学生便覧』、大学ホームページ等

で公表している。さらに、現状に沿って教育理念を具現化するために「社会に貢献する技術者の育成」をミッションとして策定し、『大学案内』に明記することで学内外への周知を図っている。

工学研究科では、教育理念および目的、ミッションに照らして、研究科の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と大学院学則に規定している。また、課程・専攻ごとでも目的を定めており、それらの内容を『工学研究科要覧』に掲載することで教職員や学生への周知を図るとともに大学ホームページにて公開することで広く社会に周知している。

2013（平成25）年に設置した「教育改革実行会議」は、学長を議長として、会議で立案された改善計画が教授会にて審議される体制を構築している。具体的には、「学部教育改革WG」「大学院教育改革WG」で教育理念・目的の適切性を検討するほか、学期末ごとに全教員による「意見交換会（FD研修会）」を開催し、現状と理想との乖離を点検・評価し、その内容を「教育改革実行会議」にて検証している。なお、「学部教育改革WG」「大学院教育改革WG」については、2015（平成27）年度より、それぞれ「大学部会」「大学院部会」として活動を継続している。

2 教育研究組織

<概評>

大学の教育理念および目的に基づいて寄附行為を定め、教育組織として工学部および工学研究科を設置している。またICT教育設備や附属図書館および管理運営を行うメディア情報センターを設置している。さらに、教養教育を主体とした総合文化教育センターおよび学習支援センターや実験実習工場による教育支援の組織も設置している。

工学部および工学研究科の教育研究組織については、社会ニーズに対応した学科の新設・廃止、名称変更、定員変更の改組転換を定期的に変更している。教育研究組織の適切性については、「自己点検・評価委員会」にて定期的に変更され、「学部教育改革WG」（現「大学部会」）および「大学院教育改革WG」（現「大学院部会」）での検討、「部長等会議」などでの審議、教授会および研究科委員会への上程を経て、最終的には理事会で決定される手続きをとっている。

3 教員・教員組織

<概評>

大学の求める教員像および能力・資質に関しては、2014（平成26）年に、大学として求める教員像を定めるとともに、「収容定員とカリキュラムポリシーに沿った科目編成と開講授業数に基づいて、それぞれの学科および総合文化教育センターに配置する教員数を定める」など、教員数・教員構成・職位および採用について具体的に明文化した教員組織の編制方針を策定している。工学研究科としての方針はないものの、教員の責務と連携体制については明示しており、求める教員像や教員組織の在り方の明確化に対して努力していることが認められる。教員の選考においては、種々の内規等が定められており、おおむねこれに沿って任用している。また、兼任教員の採用についても手続きを明示している。教員の募集、採用は原則として公募制を採用している。昇格についても内規により「教員選考会議」を経て教授会の審議の後、理事長に推薦して決定するプロセスに則っており透明性を確保している。

工学研究科については、教員資格基準を制定し、課程・専攻ごとに研究業績の数値基準を示しているため、その基準を継続的に満たすように期待したい。教員の資質の向上を図るために、「大学貢献評価会議」の検証のもと、教育・公務・研究のカテゴリーごとのポイント制による教員評価を実施している。また、ハラスメント防止や学生支援をテーマにした研修会の開催など、ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を定期的実施しており、NPO法人が提供する特別研修プログラムを導入し、組織的かつ計画的な取り組みもスタートしている。

教員組織の適切性については、「教育実行改革会議」を責任主体として検証を行っており、教授会、研究科委員会にその結果の報告をしている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

工学部

教育研究上の目的を達成するために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、『学生便覧』等に明記し、大学ホームページにて公表している。学位授与方針においては、3つの能力「S（Sense）」「I（Intelligence）」「T（Teamwork）」の達成を目標として、具体的に6つの共通指標「受けとる力」「深める力」「進める力」「高める力」「伝える力」「つなげる力」と2つの固有指標「知識・理解」「技術・活用」で表現し、さらにこれらを各科目のシラバス内で明示している。これに沿った教育課程の編成・実施方針については、系統的な学修へ配慮し、学生の主体性を育成するアクティ

ブ・ラーニングを導入すること等を定め、全学共通科目と各学科の専門科目についても個別の教育課程の編成・実施方針を定めている。

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する仕組みは「教育改革実行会議」の下部組織である「学部教育改革WG」（現「大学部会」）、「IRサブWG」を中心に点検し、「自己点検・評価委員会」との連携で定期的な検証を行っている。「IRサブWG」は、2015（平成27）年度より大学情報室へ業務移管しており、今後は、教育目標および学位授与方針の改善・評価に対するデータに基づいた有効的な活動が期待される。

工学研究科

大学院学則において、博士前期課程では、専門分野における知識を応用して実践する能力などの4項目を、さらに博士後期課程においては、高度な学術的知識を理解し、教授する能力などの4項目をそれぞれ学位授与方針として定めている。これらの能力は所定の単位を修得し、学術論文の学外発表、修士論文あるいは博士論文の審査を受けて合格することをもって学位授与の基本方針とすることを明示している。これに沿った教育課程の編成・実施方針として、博士前期課程においては、幅広い講義科目を準備するなどの3項目を、博士後期課程においては、高度な講義科目を準備するなどの3項目を定めている。これらの方針については、『工学研究科要覧』等にて学生に周知している。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証する仕組みは、「教育改革実行会議」の「大学院教育改革WG」（現「大学院部会」）において適宜行われており、定期的に検証していくことが望まれる。

（2）教育課程・教育内容

<概評>

工学部

教育課程の編成・実施方針に基づいて、「共通教養科目」「総合工学科目」「専門基礎科目」および「専門発展科目」など幅広い講義科目を開講し、それらの体系的・相互関係をカリキュラムツリーの形で示しており学生の順次的かつ体系的な履修へ配慮している。専門科目については、関連する科目を「エリア」と名づけられた群に分類し、進級・卒業要件に「エリア」修了を必須とし、学科の意図する教育内容を示している。

一方、教育課程の適切性の検証においては、全学的なWGが学部教育課程の全体構成等についての検討主体となっており、最終的な適切性については教務委員会に

において検証されている。一方、2017（平成 29）年度からの新カリキュラムに関しては、学部のもとに置かれた「カリキュラム検討WG」が主体となり検討し、最終的には「教育改革実行会議」が検証し、教授会等でも審議する仕組みが整えられている。

工学研究科

工学研究科の本質的なカリキュラム体系については、1993（平成 5）年の設立時の思想が受け継がれてきた。しかしながら時代の変化に対応させるため「教育改革実行会議」と「大学院教育改革WG」（現「大学院部会」）により検討を重ね、研究科委員会での議を経て、2015（平成 27）年度にカリキュラム改訂を行った。新たな骨子は、研究指導科目の強化、特論科目の統合、総合工学科目の新設さらに英語基礎力の強化などである。教育課程の編成・実施方針に沿って博士前期課程においては、専攻ごとに共通科目と専門科目群を配置するとともに専攻共通の科目を配置している。博士後期課程においても、博士前期課程と同様の科目群の配置をしており、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせている。

適切性の検証についての責任主体は「教育改革実行会議」が担っているが、実質的な作業は「大学院教育改革WG」（現「大学院部会」）が検証作業を実施し、各専攻からの意見やニーズ等を教育課程の検証に反映させ、適切な対応が実施されている。

（3）教育方法

<概評>

工学部

授業の形態は、講義・演習・実験・実習の 4 つのタイプとし、シラバスに明示している。1 年次生に対して必修科目である「修学基礎 A・B」の時間に履修科目選択の指導を行っている。2 年次生、3 年次生の学生については学年ガイダンスで、4 年次生には卒業研究指導教員が指導している。単位の実質化への対応としては、半年に履修登録できる単位数の上限を適切に設定している。成績優秀者については GPA に対応して最大 28 単位までの登録を認めている。シラバスは統一した書式を用いて作成しており、授業の目的と進め方、到達目標、授業計画、予習・復習に必要な時間数、成績評価方法などが記載されており、大学ホームページでも公開している。すべての講義にアクティブ・ラーニングの要素・手法を積極的に取り入れることを教育改革の目標の 1 つとして掲げており、2014（平成 26）年度より、アクティブ・ラーニングに関する研修の実施や教室の整備など、実質的なアクティブ・

ラーニングの推進が図られている。その成果については、学生の授業外学習時間、修得単位数の増加、授業評価アンケートの結果等から学生の学習意欲の向上につながっていることが認められる。さらに学長のリーダーシップのもと、成績評価におけるルーブリックの試行的な導入などもしており、大学教育の活性化と教員の教育力向上を全学的に図っていることは高く評価できる。単位の認定についても、ICを内蔵した学生証を用いた出席の厳格な確認と評価手段をシラバスに明示して客観的な評価を行う仕組みを整えている。教育内容・方法等の改善を図ることを目的とし、学期ごとに全教員に授業報告書の提出を義務づけている。また、成績評価の客観性担保のために、単位の認定率、成績分布、授業評価アンケートの結果、授業報告書の内容をクロスチェックし、問題のあるものについては教務部長が面談して確認を行っている。

教育内容・方法等の改善を図るためのプロセスは明確であり、「学部教育改革WG」（現「大学部会」）が責任主体となり検証している。それらの検証結果は学長へ報告され、「教育改革実行会議」により改善が図られる仕組みとなっている。

工学研究科

工学研究科は、2015（平成27）年度より、博士前期課程および博士後期課程ともに新カリキュラムを運用しているが、新たに複数教員での体系的な教育研究指導の体制がとられており今後の成果が期待される。シラバスは統一された書式で作成しており、質の高いシラバスを作成するために第三者によるチェック体制を構築し、授業の目的、到達目標、授業計画、成績評価方法等を記している。

教育内容・方法等の改善を図るために授業評価アンケートを実施し、研究科委員会に報告されるが、授業評価アンケート結果を反映した組織的な改善プロセスの充実については、今後整備されることが期待される。

「大学院教育改革WG」（現「大学院部会」）や研究科委員会等で教育内容・方法等の検証をしている。検証結果は学長へ報告され、「教育改革実行会議」により全学的な改善を図っている。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 工学部では、すべての授業にアクティブ・ラーニングの要素・手法を導入し、学生の主体的な学びを促すことを教育改革の目標の1つとして掲げており、学長のリーダーシップのもと、FD活動を推進するとともに各授業においてグループワーク型や課題発表型等の教育方法が積極的に取り入れられている。その成果は、授業評価アンケートの結果や修得単位数の増加等から学生の学習意欲の向上につ

ながっていることが明らかであり、大学一丸となって大学教育の活性化と教員の教育力向上を図っていることは評価できる。

(4) 成果

<概評>

工学部

卒業要件は、学科ごとに定められ、『学生便覧』に明記している。学位授与に関しては、学長が学位を授与するとしている。

学習成果の測定については、これまで就職率と進路状況および学生の就職先の人事担当者からの聞き取りなどを個別に行っており、整合性のある評価は行っていなかったが、客観的評価法としてアセスメントテストを導入し、1年次生および3年次生を対象に実施している。その結果をFD研修の一環として教員に解説会を行い、今後の対応について教員間での認識と理解の共有を図っており、今後のさらなる検証が期待される。また、学位授与にあたり、2014（平成26）年度から開始した単位認定の厳格化によって教育の質の保証を図っている。

工学研究科

修了要件、論文審査の手続きは、『工学研究科要覧』に記載し、学生に周知している。学位論文の判定に関する手続きは、研究科委員会の協議事項として扱われている。学位授与の責任体制については、研究科委員会の議を経て、学長が認定を行う体制となっている。

課程修了時における学生の学習成果については、就職実績によって判断している。なお、2015（平成27）年度からは、新カリキュラムへ移行しており、社会的需要を踏まえた人材育成のさらなる学習成果が期待される。

学位授与の責任体制については、明文化された手続きが定められ、必要論文数など具体的な要件も博士前期課程学位審査取扱要領および博士後期課程学位審査取扱要領にそれぞれ明示しており、これらに従って学位を授与している。ただし、両課程ともに学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準を、あらかじめ学生に明示しているとはいえず、改善が望まれる。さらに、博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。また、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生

に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

<提言>

一 努力課題

- 1) 工学研究科博士前期課程・後期課程において、学位論文審査基準が明文化されていないため、『工学研究科要覧』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 2) 工学研究科博士後期課程において、修行年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

「教育改革実行会議」において、ミッションに即した学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、求める人材像を『入学試験要項』や大学ホームページなど複数の媒体を介して公表している。学長を総括責任者、工学部長を入試委員長とする入試委員会において、学生の受け入れ方針や学位授与方針をもとに入試日程および多様な入学者選抜方法を検討している。大学院においては、研究科委員会において学生の受け入れ方針に基づいた学生募集および3回の学内入試と2回の一般入試による入学者選抜を行っている。近年の社会動向や志願者の実態に合わせ、定員の移動や学科名称の変更等努力を重ねている。また、オープンキャンパスによる学科説明、教育内容の理解を深める体験学習、学内入試説明会の開催など複数の機会を活用し、受験生への情報提供に努力している。

工学部・工学研究科全体としては、おおむね適正な定員管理ができてきているものの、個別の学科、専攻においては、大幅な定員超過や定員未充足が発生している。また、編入学定員については、工学部のすべての学科で定員未充足となっており、今後も改善へ向けた継続的な努力が望まれる。

学生の受け入れに係る検証は、工学部については入試委員会と「教育改革実行会議」が連携して行っているが、今後は2015（平成27）年度に設置された組織であるアドミッションオフィスに責任主体を移すこととしている。一方、工学研究科においては、これまで「研究科連絡協議会」および研究科委員会で行われてきたが、今後は「教育改革実行会議」のものの「大学院部会」に一本化される。

<提言>

一 努力課題

- 1) 編入学定員に対する編入学生数比率が、工学部全体で低く、同機械工学科で 0.30、同電気電子工学科で 0.33、同情報工学科で 0.40、同コンピュータ応用学科で 0.40、同総合デザイン学科で 0.27、同人間環境学科で 0.07 と低いので、改善が望まれる。
- 2) 工学研究科博士後期課程における収容定員に対する在籍学生数比率が 0.28 と低いので、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ、工学部において、情報工学科で 1.31、1.32 と高く、総合デザイン学科では 0.79、0.65 と低い。機械工学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.88 と低いので、是正されたい。

6 学生支援

<概評>

ミッションを実行するため、学生支援に関する方針に修学支援・生活支援・就職支援の内容を盛り込みつつ、「学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、全学的に様々な学生支援を行う」と定め、FD研修会や各種会議等を通じて教職員に周知している。

修学支援については、1998（平成 10）年度よりコミュニケーションサークル（CC）制度を創設し、担当教員が教務課等の事務組織、保護者懇談会などと連携しながら、修学状況や留年者および休・退学者の状況把握に取り組み、包括的に支援している。また、近年は、キャリア支援の取り組みを導入するなど初年次教育としての要素を高めている。さらに、学生が受けたアセスメントテストの結果を担当教員へフィードバックし、修学支援に活用するなど、IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関する取り組みとも連携させることに着手しており、より効果的な学生支援を行っている。学生支援の方針に沿った多様なプラットフォームとしてこれらの取り組みが機能している点は、高く評価できる。2006（平成 18）年開設の学習支援センターでは、数学や文章作成能力の向上に力点を置いた補習・補充教育を実施している。障がいのある学生への修学支援は、発達障がいやメンタル面に課題を抱えた学生に対して組織的な対応をしているが、身体に障がいのある学生への修学

支援は、対象学生が少ないこともあり、エレベーターがない校舎の授業を教室変更するなど、個別対応となっている。学生への経済的支援は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金をはじめとして、地方公共団体や企業の奨学金制度、さらに大学独自の奨学金制度を整えている。

生活支援は、臨床心理士を配置した学生相談室を設置し、健康保健衛生の支援を行っている。ハラスメント防止に関する取り組みについては規程を制定し、「ハラスメント委員会」で対応する体制を整備している。

進路支援については、学生への進路選択・就職支援を実施する就職課を設け、専門スタッフを配置している。正課科目に、キャリア形成支援、進路選択を支援する授業科目が開設され、全員の学生が受講する教育体制がとられているほか、学内合同企業セミナーや就活スキルアップ講座などの取り組みを行っていることは評価できる。

学生支援の適切性については、修学支援は教務委員会が、生活支援は「学生部委員会」、就職支援は「就職委員会」が検証を行い、最終的には、学長や工学部長、工学研究科長、教務部長、大学事務局長等で構成する会議体（通称：「コア会議」）で審議するプロセスで検証している。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) コミュニケーションサークル（CC）制度を創設し、担当教員が教務課等の事務組織、保護者懇談会等とも連携しながら、修学状況や留年者および休・退学者の状況把握に取り組み、必要な支援を行っている。近年は、IRに関する取り組みとも連携させることで、より効果的な学生支援を行っており、多様な学生支援のプラットフォームとして継続的かつ発展的に機能させている点は、高く評価できる。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備に関する方針はないものの、学科ごとに「人材の養成及び教育研究上の目的」を具現化する手段として、理事会で年度事業計画を立案し、学生の学習および教員による教育研究活動のための学習環境や教育研究環境を整備している。

図書館の蔵書は、「メディア情報センター運営委員会」にて、教職員・学生の希望を考慮して購入を検討している。図書館には、司書資格を有する専任職員を配置

し、地域の市民が利用できる体制を整備している。バリアフリーへの対応については、スロープの設置等を進めている。教員には個室の研究室を提供し、研究指導教員には実験室を配備している。研究教育活動を支える経常研究費、個人研究費、競争的特別研究費も用意している。

研究倫理については、「研究倫理規程」「研究倫理規程の運用打合せ」を整備し、研修会を実施している。学生には、授業等を通じて教員より指導を行っているが、今後は、学生向けの研修会を実施する等、さらなる取り組みに期待したい。

教育研究等環境の適切性の議論は「コア会議」で行われている。実際の整備計画については、大学事務局と法人事務局が年度予算を踏まえて立案し実行しており、「自己点検・評価委員会」にて成果や適切性の検証をしている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

貴大学のミッションを達成するために、社会連携・社会貢献の方針について、「広く産業界、高等学校や他大学、地域の自治体等と連携し、教育・研究の活性化と質の向上を図る」「地域社会や産業界、高等学校等のニーズに積極的に応え、本学の設備および人的資源と工学の専門性を生かした社会貢献を持続的におこなう」と定め、教職員で共有している。この方針のもと、社会貢献活動支援室を通じて学外実習や学内研修を実施し、サービ斯拉ーニング活動を実践している。また、企業と大学の研究交流や提携を支援する産学交流推進協議会を設置するとともに、高大連携を推進するために「神奈川県内工業高校・大学連携推進協議会」での活動に参画している。藤沢市と連携している市民公開講座は、教育研究の成果を社会に還元する効果として位置づけられている。大学の試みとしては、社会人教育のための「アカデミックパス制度」により毎年 30 名程度の社会人が大学の授業を聴講できる仕組みを有しており、社会連携・社会貢献の方針を具現化する取り組みとして評価できる。

社会連携・社会貢献の適切性については、「コア会議」や教務委員会等で検証を行っている。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

貴大学の意思決定プロセスは明確で、必要な規程を定め、規程に則って運営してい

る。しかし、管理運営方針を定めていないため、中長期の大学運営の在り方を明確にした管理運営方針の策定が期待される。

学長をはじめとする所要の職を置くとともに、教授会等の組織を設け、学長の基本的業務基準が大学の長としての基準と理事としての基準に分掌されているなど、教学組織と法人組織との関係性を含めて、これらの権限等を明確に規定している。改正学校教育法等への対応についても、学長の権限や教授会の役割の明確化等は適切に行っている。また、内部監査室を設置し、業務執行の適正化を図るとともに、業務全般の改善を促す仕組みを設けている。

法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設け、必要な事務職員を配置している。事務職員の資質向上については、「FD・SD特別研修会」を、教職員一体となった教育改革マネジメントシステムの整備と連携して開催している。なお、「SD委員会」を設置して間もないため、今後、改善を重ね、取り組みの成果が上がることを期待される。

予算編成および執行プロセスは適切であり、監査については、監事監査、監査法人による監査を行っている。

(2) 財務

<概評>

従来から借入金などの外部負債がなく、退職給与引当特定資産や減価償却引当特定資産など「要積立額に対する金融資産の充足率」については堅調に推移している。また、翌年度繰越消費収支差額は収入超過で推移していることから、計画に対応する財源確保がなされており、大学の教育研究を実現するための十分な財源確保がなされているといえる。

財務関係比率は、「理・工学系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、大学ベースの消費収支計算書関係比率では、教育研究経費比率がやや低いほかは、貸借対照表関係比率についてもほぼ平均的な数値で推移している。

学生生徒等納付金収入以外の財源として、科学研究費補助金など外部資金の獲得を奨励しており、準備研究のための学内研究費等をさらに有効活用することが期待される。一方で、目標値を定め、各種方策により退学者や除籍者を減少させる取り組みを行っており、今後の財源確保につながることを期待する。

前回 2008（平成 20）年度の大学評価においても本協会から指摘事項が付されているが、早急の中・長期の財政計画の策定に取り組むことが必要である。

10 内部質保証

<概評>

貴大学では、自己点検・評価の実施について、学則で「本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検・評価を行う」と定めている。本協会による大学評価の結果ならびに「点検・評価報告書」、学校教育法施行規則関係の教育研究活動情報、事業報告書および決算報告書の財務資料を大学ホームページにて公表している。2008（平成 20）年度の大学評価の際の指摘事項に対しては、改善報告書を作成し、適切に対処している。

自己点検・評価の体制に関しては、「自己点検・評価委員会規程」を規定し、理事長が委員長として責任ある体制を構築している。教学関係については、学長を議長とする「教育改革実行会議」を設置し、「FD委員会」や「SD委員会」等と連携しながら、計画を立案するとともに、教育改革を推進しており、総括を「自己点検・評価委員会」でまとめている。局所的組織における自己点検・評価が実施されてきたなかで、2014（平成 26）年度に「内部質保証に関する規程」を制定し、大学の質の保証および質の向上を図るプロセスを明確にした。また、2015（平成 27）年度からは学内情報を一層活用するためのIR組織の設置等、自己点検・評価を行う体制を整備している。

今後は、外部評価を取り入れる仕組みを整備する等、客観性や有効性をさらに高め、全学的な内部質保証体制を充実させることを期待したい。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成 31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上